

銀行手続が間に合わなくて二月十五日に支払われた方についても成定の取消をいたしました。この措置を検討すべきである。こう書いています。

昨日、内山政務官は本委員会で答弁をされて、二号が世に出る前に、成定のときは間違にならなかつたために、本来二号なんだけれども三号のまま年金をもらつてゐる方がいる。厚労省はそれは特定できない、何人か全然わからないと。そういう方たちについて、どのようにすればよいと考えでしようか。

○内山大臣政務官 年金の成定の訂正、取り消しの原因は、記録に誤りがあるということが前提であります。ですから、一号の未納である三号成定者は年金の成定の訂正をし、期間がない方は取り消しになる、そして過払いで払つてある年金に関しては、國の債務として返還債務ということになります。ただし、これをどうするかはこれから議論をしたいです。

○高橋(千)委員 これから議論だと。これは常に難しいところなんですね。

同じ質問を細川大臣に伺います。

○細川国務大臣 既に成定済みの受給権者につきましては、これを正しい記録に戻して、そして過払いのお金を、年金を取り戻すといいますか返還をしてもらう、あるいは将来の年金額を減らすという、これは大変難しい問題がござります。

一つは、被保険者との扱いでどういうふうな公平を保つていくか、こういう問題でござります。そしてもう一つは、既に年金で生活をしている年齢の方の生活が大変になるのではないか、ということ。この一つの観点、これをどう取ねばならないかというのが非常に難しい問題でござります。

まして、そこは年金業務監視委員会の方からもいろいろと指摘もされておりまして、私どもとしては、これは大きな論点として、これからいろいろな方の御意見もいただきながら、これをどういうふうに決めていくかということでお詫びを進めまいります。この問題でござるが、これはいろいろな方の御意見もいただきながら、これをどういうふうに決めていくかということでお詫びを進めまいります。

○高橋(千)委員 結局、まだ明確にはお答えできません。それほど深刻な問題なんですね。百万人などと書かれていますが、その中にどれほどの人が含まれているのか特定できない中で、逆に予うと特定できた人だけが大変な目に遭うかもしれないという、国民の年金待遇権を何となく問題であります。将来にわたっての年金の信頼性を損なう、そういう問題であるということなんですね。

わからないのは、長妻前大臣が、これを自分が決めたということを既に認めているわけです。なぜ、昨年三月二十九日に記録に復査会で運用三号にかかる方針を決めたというのに、通知が出されたのは十一月十五日なのか。その間、九カ月間何をしていたのか、年金局長に向います。

○榮畠政府参考人 いわゆる運用三号による取り扱いにつきましては、昨年三月に基本的なところは決定されたところでございますが、その後、年金局と日本年金機構におきまして、運用三号の取り扱いを実施するための詳細な実施要領等の検討、それからまた、ことしの秋に不整合記録がある方々の一斉抽出を行うということで、コンピューターシステム開発の内容の検討、さらには、今後の不整合記録の発生を少なくしていくための対策を強化するための必要な情報の提供などいろいろふうにしていただか等々の検討、さらには、日本年金機構の職員に対する諸研修の実施等々、実施に向けた準備作業を進めてきたところでございます。

こういうふうな一連の準備作業を終了したところから、昨年の十二月に、実施時期を一月一日とすることとさせていただいて、十五日に通知を申立てていただいたといふところでございます。

○高橋(千)委員 今、諸準備があるということを説明されたと思うんですね。

それで、資料の四枚目を見てください。その諸準備の過程で、国会で審議するチャンスは本當はあつたわけですね。一昨年の七月に、年金確保支援法案が民主党による議員立法で提案され、その後、政情交代があつたわけです。秋の臨時国会で、同法案は閣法として企業年金とセットで提案されました。が、現任、参議院で難航審議となつております。その中の一部がこの資料の四なわけですね、国民年金保険料の納付可能期間の延長について。現任一年までのところを十年間にするというものであります。

十一月の委員会で質疑を行つていますから、まさにこの運用二号の問題は急頭にあつたはずであります。十年さかのぼるということと自体モラルハザードではないかとか、保険料は毎月毎月払つてもらうなどと答弁をしていたではありませんか。その頃の片岡では、「一年払えば最大二十五年間チャラにする」そういうことを考へていた。これは重大な問題なんですね。

この十年さかのぼり納付というのは、運用二号がもし既に発出されていると、この法案を廻してしまふと、「二年ではなく十年払わなければならぬ」ということになつて、理論上は大変厳しいものになります。でも、運用三号がもともとなければ、むしろ、十年さかのぼるということは、不整合の問題の救済策としてはかなりいい案をいつているものではなかつたのか。

法案を議論した當時、運用二号を準備していた局長として、この法案との整合性をどのように考えていましたか。

○榮畑政府参考人 今回の運用二号の取り扱い自体は、先ほどもちよつとお話を出しましたけれども、年金の成定期間での事務処理が、不整合の記録の扱いについて、実態として必ずしも一致しないなかつたことを踏まえて、あくまでも現行法の中での運用ルールの統一化としてこの運用二号の取り扱いをさせていただいたところでございま

からもった年金を返しなさいという非常に不都合な現状があつた。

そこを直すために一緒に入れたんですけど、先ほど柴畠局長が言つたのは、直近の十年を納付するものであつて、皆いころの未納の部分といふのは初められないんですね。非常に問題があるというのは私も思つていて、どうせ十年でやるんなら何で二十五年やらないんだ、こう思つております。高橋先生の鋭い質問だな、こんなふうに尊敬服をしている次第でございます。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。この法案でやろうとしていた中身は、それは通知でも納得いく中身だつたわけですよ。運用三号の方は、だれが見ても納得いかないものを、法を改めながら口を塞いでいるなかに、念頭にありながら口をつぐんでいた、そういう重大な問題なんだということを重ねて指摘をしなければなりません。

私がきょう質問するのは、今回の運用三号の廃止がほかに波及していくつて、本来救済されるべき人間でもそうじやなくなつてしまつたり、不公平感が大きいと言つていいのに、逆に、まじめに払つてきて、あるいは変更して低年金や無年金になつちやつた方もいるわけです。そういう人たちに不利益になつてはならないと思うわけです。

○大塚副大臣 全くそのとおりだと思います。

これは、今後、日本年金機構、旧社保庁の現局がどのようなティシブリーンのことで運営されているのか、そして今もそうなのかどうのを確認しながらいけないと思ってるんですが、実際に多くの通知のたぐいでルールが決まつてますね。これは、昭和六十一年どころか、もつと前からずっとそういう慣行になつていて、私も、その通知のたぐいを今全部承知しているかというと、わかりません。したがつて、今先生の御指摘のようなことにならないように、一度、御確めて確認する必要があると思つております。

○高橋(千)委員 旧社保庁の責任だけにしないでいただきたい。制度が本当にころころ変わつてき

た、そういう中で問題が次から次と起つて、それを償わなければならないということになつて、そ

れで、資料の五枚目につけているわけですが、どちらも、社会保険事業運営費の効率化千四百七十四億円中、約半分に当たる一千二百三十億円、来年度予算は四千五百十三億円中一千九十四億円が保険料から拠出されているわけです。

もうほんこにしたのかと本当に聞きたいですね。結局、いろいろな不平等が起つたたびに、一番苦りんでいる無年金、低年金の国民の保険料でそのまま埋めをするといふことが許されるのか。このことで、免除期間として税の方で支給をすべきではないかなどといふことがありますけれども、これは、私どもいたしましては、今後この点も含めまして法律によつて検討をしていく、こういうことでありますから、そういう大きな観点からもう

うことを重ねて指摘をしなければなりません。

それと、最後に提案も含めて質問をいたします

けれども、運用三号の廃止と法改正に当たつては、国民年金法の第一条には憲法二十五条に基づくといふことがちゃんと書いてある。この年金法の廃止と、基礎年金の三分の一を国庫が負担しないで、国民の年金受給権を守るといふその趣旨にかんがみて、本当に最低でも国庫の二分の一負担

に当たつても免除と同様の扱いにするべきだ。し

かも、その後には、無年金障害者を初めて納付期間がわずかに足りないために無年金、低年金になつたのか、そして今もそうなのかどうのを確認している方たち、空き時間などに対しても、国庫が保障している部分は最低でも担保をしていく、いすゞは最低保障年金制度を堅持していく、こういうのがありますけれども、確かに、マニフェストにおさまるが、まず、年金保険料の流用禁止でござりますけれども、確かに、マニフェストにおさまるが、まず、年金保険料の流用につきましては一回四

年の中ですべての財源を確保しつつ順次実施をしていく、

こういうマニフェストになつております。

これを踏まえまして、平成二十二年度予算案におきましては、年金保険料の流用額を压缩していくことで、社会保険事業運営費の効率化を図つてまいりまして、平成二十一年度予算に比べまして百億円の縮減を行つておるところでござります。

そういうことで、御指摘をいたしております。それから、憲法二十五条の趣旨、こういうことで、免除期間として税の方で支給をすべきではないかなどといふことがありますけれども、これは、私どもいたしましては、今後この点も含めまして法律によつて検討をしていく、こういうことでありますから、そういう大きな観点からもう

うことを重ねて指摘をしなければなりません。

それと、最後に提案も含めて質問をいたします

○高橋(千)委員 また続きをぜひお願いいたします。

○阿部委員長 次に、阿部知子さん。

本日は、四十分のお時間をいただきまして、あ

ります。年金問題が発覚したのは、おどしの旨

ます。年金問題が発覚したのは、おどしの旨

ことでござりますので、そこから発覚し、おの

の年金の部内ではこれをどうするかというのを

省内で検討というか原案をつくられて、年金の記録回復委員会に原案の提示をされたのが三月二十一日で、それに回復委員会も賛成を表明されて、

それはすなわち政治主導ではないんだと思いま

す。

おののの責任について考えてみたいと思いま

す。

まず、年金問題が発覚したのは、おどしの旨

ことでござりますので、そこから発覚し、おの

の年金の部内ではこれをどうするかというのを

省内で検討というか原案をつくられて、年金の記

録回復委員会に原案の提示をされたのが三月二十一日で、それに回復委員会も賛成を表明されて、

それはすなわち政治主導ではないんだと思いま

す。

しかし、その後、実際に課長通達が出されるま

での間も、年金局は独自の動きをしております。

どういうことかというと、一応原案で了解され

たということで、課長通達に至るまでの間、今

度、具体案が検討されるのですが、具体案が実際

には年金回復委員会に出される前に、実は年金局

は、年金局と機構で現場にこういふうにしたい

からと説明をなさっています。課長通達はまだ出

されていない。だけれども、何もオーバーライズさ

れてないけれども、年金局や社会保険事務所の

現場には、これでいくからねと説明があるんです

よね。このこと自体、私は手順が違うと思うんで

すね。説明を受けた現場は、これは今までやつてきただことと確分、いろいろな意味でそこを来ますからということで、多様な御意見があつたようです。

まず、年金局長に向いますが、年金局長は十月に、その原案になる、十二月のものを口頭で了解されると。すなわち、こういうふうに社会保険事務の窓口に説明したいんだけれども、これいりますかとかと口頭で御連絡があつたといいますが、そういうことでやつていらしたんですか。事実だけお願いします。

○榮畠政府参考人 先ほどの高橋先生の答弁の際にもお答えいたしましたが、運用二月につきましては、昨年の二月に基本的な方針が決まつたところでございまして、その後、私どもが事務的に実務的な準備作業を進めておつたところでございまして、その過程では、年金局内で実務的な準備作業を進める中で、局内で局員のところでいろいろな検討はしたことはございますから、この十月の口頭了解というのは何を指しておられるのかよくわかりませんが、その準備作業の中でのいろいろな打ち合わせをしていたということはございます。

○阿部委員 これは何をいたしましたところ、課長通知の中身を口頭了解だそうです。課長通知のことを年金の南関東の社会保険事務所に先に説明するため、局長に了解を得たということでありました。

まだ通達もないんです。でも、現場を集めて、これでいくからねと、全部事実先行じゃないですか。通達も問題なんですよ。でも、通達すらないんですよ。それを全部口頭で内々でやつて、そして今回、課長が処分されましたが、課長が自分で課長通達を出したわけではないですね。本当に、こういうのをトカゲのしつば切りといいますよ。局長まで上げるか、大臣まで上げるか、が勝手に勝手なことをばつて、国民は何を信じていいのか。

そういう省内のプロセスつてあつたと思うんですね。それが全くグレーゾーン、やぶの中で、でも、それが無責任体制にとにかく、やぶからやぶ、隠していく、あるいは勝手にお手盛りしているかもしない、必要なんだけれども、でも、ね

く、この本意を私はここに強く見ます。
○大塚副大臣 こういうふうに、課長通達を出す前に、現場に同じ内容を説明して、これでいくんですかと口頭に説明したいんだけれども、これいりますかとかと口頭で御連絡があつたといいますが、そういうことでやつていらしたんですか。事実だけお願いします。

○阿部委員 そうしたら、よろしくないことをほつておかないので、そこから手をつけないと、日々年金を扱う業務の実務がこんなじやくるんですよ。裁量権の中、いいかげんな中、だれもチェックできない、政務三役なんかまるで知らないで、私は、それでは本当の年金の管理はできないと思

いますよ。
統いて、年金の記録回復委員会の方へ行きます。
年金の記録回復委員会は、さつき高橋さんが立ち上げてつけていただきましたが、これまでの運用はあたかもやむを得ないかのようなことをおつしやつて、これまでの、すなわち、やむを得ないものでつけていたときますね。
○阿部委員 これは何をいたしましたところだが、現場であつたところだと、運用二月についてそ

うしたコメントをきのう出されていますね。
私は、委員長、お頼いがあります。年金は集中してやつて、これまでの、すなわち、やむを得ない改正の可能性エントセトラを、最初、そういう小熊が発生して、原案が厚労省の年金局から示されるところが、ここに、年金記録回復委員会で法律審議が必要です。年金記録回復委員会の委員長にも来ていただいて。

だつて、これはこれからも続くんですよ。記録を回復すべきところで回復しなくてよくて、運用をやつていいと判断するようでは困るんですね。それで、テレビでは一方でそういうを、どこかで思われたんだと思いますけれども。

私は、それが政治の側の責任なら政治がちゃんとしなきやいけないし、実は、事実は、年金局は先行して走っていると思うんです。先ほど申しましたことは法改正もあたたけれども、ねじれ国会じゃなくておととしの春から三月まで、年金記録回復委員会では法改正も含めた審議なんかまるで出ていませんよ。そうしたら、やみ、どこでど

されてるのか、大事な年金問題が話されているのか、国民は本当に蚊帳の外に置かれます。これは、委員長、お頼いです。詰つていただきたいと思います。

○牧委員長 最後に、最も大きな政治の責任あります。
○阿部委員 長妻前大臣は、私が運用三月を決定したとおつされました。きのうもお会いしていますので。長妻前大臣は、私が運用三月を決定したとおつされました。きのうもお会いしている中で、やはり磯村委員長も、こういう展開になつたことについて、もちろん回復委員会の委員長として納得責任を感じていらつしやる御様子の中で、どうしてこういうことになつたのかな?ということをいろいろ考えると、いろいろなことが影響していったかもしれないという、回復の中でもそういうニュアンスのことをおつしやつたような気もします。

○阿部委員 最後に、最も大きな政治の責任あります。

○阿部委員 そういうあいまい、ファジーじゃ困るんですね。国民の年金にかかる問題ですしから、私は、委員長、お頼いがあります。年金は集中してやつて、これまでの、すなわち、やむを得ないなかつたのかと聞いたたら、「一月の二十五日の答弁書においてすら、運用問題だから法改正は必要なうも出ましたけれども、次の細川厚生労働大臣には引き継ぎはないわけですね。政治が全然関与しないところで物事が動いて、どこが政治主導でしようか。何が政治主導でしようか。
そして、今日に至るまで、私は、「一月の二十五日の答弁書においてすら、運用問題だから法改正は必要なうも出ましたけれども、次の細川厚生労働大臣には引き継ぎはないわけですね。政治が全然関与しないところで物事が動いて、どこが政治主導でしようか。何が政治主導でしようか。
そして、せっかく大臣がお手を挙げられましたから、実は、大臣には長妻さんからは引き継ぎがない。そして、一月の下旬になつて大臣はこの二月を初めて知つて、きのうおつしやいましたよね。事務方に、なぜ説明しなかつたんだ、これはとんでもないぞ、自分は知つていればとめたと。そうすると、長妻大臣から細川大臣までに至る間、政治の意思は百八十度ねじれているんですね。必要がないという長妻さんと、実際がまるで違う。必要がないといつて思つた。この

御意見は今もそうですか。一月段階からおかしい
と思った。そして、最初にこのことはどなたから
聞かれましたか。

んだと云ふが可よ。

これは実は、年金運用三号を決めたのは、こと
一円一円から実施していくことになります。

サンプル調査の十二人、観戻定、これについて事

現階段では、国民健康保険の方は皆さんすぐ変えるんですよ、あしたから必要だから。年金は、当座のお金がないとか、このままいけなくともうつて

1

○緑川国務大臣 先ほど阿部委員からの質問で、意書の件につきましては、それは、運用三号の内容が法律に違反するかどうかということで、これは、阿部先生の方から質問主意書が来たときに、法制局の方に問い合わせをさせまして、そこで、法制局の方からは、そういう意味で法律に違反す

が、実は昨年以前にも先ほどから御名前の方に、年金運用三号が行われていたわけですね、現出の戦闘で、通達にものつとらず。

そこで、一昨年八月のデータを使って、一昨年の十一月から昨年一月までに年金機構が実地の調査をいたしました。夫が二号、妻二号という人が

○大塚副大臣　根っこにある原因の御指摘につい
ません。全部やれとは言いません。時間も金もがかかるでしよう。でも、これらすべてをやみの中に作つて、臭い物にはふたをして、勝手に運用三号などをつくり上げるから、これだけの混乱が生じているんです。副大臣、どうですか。

も、そういう実態もあるんです。だから、なぜこういうことが起つてゐるか。みんな想像の上に、実態を調查しないで、想像の上に論じてゐるんですよ。十三人について、その人たち個別に聞けと云つていないです。成定をした人に聞けばわかるんじゃないですか。担当者がい

るものではない、こうふう回答を得た、こうひきことだ」ざいますから、ひとつ御了承いただきたいといふに思います。

それから、私が知ったのは一月の下旬ごろで、さ
いまして、これは、そのときに事務方の方をも
ら、ちょうど内山政務官が私のところに見える、
こういうことで、それは年金の問題だということ
でありましたから、お前に事務の方から説明を
受けた、そのときにはこの全貌を知ったところで
ざいます。

けたのは内山委員だけなんですね、年金の総務の方の監視委員会におられたから。

どめもかかっていないんですね。私は、国民の年金を預かる部署として、これは非常に問題だと思いますよ。総務省は確かに年金業務の監視委員会をつくっている。しかし、自浄作用があつてこそ初めて、そして足らざる部分を外から指摘されといふことはあつたとしても、これでは年金局記録回復委員会も政務二役も全く何もしていません。なるに任せても、なすに任せて、本当にこんなことで年金の運営が、行政がうまくいくか、私はあきれるばかりですよ。

そして、具体的な事案に移りたいと思います。どうすればよかつたかです。

こんなに現状で運用二号もどきの、まがいのとが行われているから、それを追証して、みんなれもぼつかむりして、口づぐんで知らなくてどうということをしなくてもいいチャンスはあつ

局は、裁定のときに、だれが裁定したのか現用と、そして、その上の課長かもしけないから所長かもしえない、こうした仕組みでいますよね。

今、細川大臣の責任において、この百人ブル調査の十三人の裁定の方、ますどういて裁定されたか、具体的にお調べになるべよ。それから、各年金事務所ごとに、百人ブルでもいいですよ、とつてきて、一つの非常にそういう恣意的裁定がなければ、の事務所くるみなんですよ。日々国民の生かる社会保険庁の事務所のその業務の内容ちゃんとチェックしていくかねば、あれだけ長いをかけて年金で、議論した意味がなくなると

のサン
う紅葉
きです
のサン
のサン
実はこ
金を預
までき
い時間
思いま

済みません、直接の御質問のところですが、その十三人について、この人たちの性格を調べて対処すべきだというのは、これはまたなかなか難しい問題だと思います。百二十件の中から百件をサンプル調査して、まずどういう傾向になつているかを知るためにたまたまサンプリングしたその三人の方に追跡調査をかけるということの今度は公平性の問題も出でてきます。だから、一定の対応の原則やルールを固めた上でこの不景況問題にやはり対処する必要がある、現時点では私はそのようと思つております。

○鶴部委員 そういうのを総論質成、各論反対といふんですよ。現場は、それではよくなりませぬん。

「副大臣」御存じですか。年金を一号に変えると、国民健康保険も一号になるんですね。今でも

やつてみてください。絶対貴いが出ると思いま
す。
そして、そういう裁量行政で勝手なことをやつ
て不平等をつくっちゃいけないんですよ。まず、
実態を調査することです。これも重ねて、うなず
いていただきましたので、お願いを申し上げま
す。
さて、きょう、報道でも既に出されています
が、ではこれからどうすればいいのか。もちろん、今後のこと^を話をしないで、ただ責任だけを追
及していただつて国会の役割は果たせないと思いま
すから、今後については、きょう、テレビで「つ
ていられましたけれども、私も提案としてつあ
ります。

過去の年金の未納を始められる体制、それは十
年と言わば、さつきの高橋さんがおっしゃった全

局は、裁定のときに、だれが裁定したのか。その現用と、そして、その上の課長かもしだれ、それから所長かもしだれ、こうした仕組みをどうていますよね。

今、細川大臣の責任において、この百人のサンプル調査の十三人の裁定の方、まずどういう経過で裁定されたか、具体的にお調べになるべきです。それから、各年金事務所ごとに、百人のサンプルでもいいですよ、とつてきて、一つの事務所ごとに非常にそういう恣意的裁定がなければ、実は一の事務所ぐるみなんですよ。日々国民の年金を納める社会保険庁の事務所のその業務の内容まできちんとチェックしていくかねば、あれだけ長い時間をかけて年金で論議した意味がなくなると思います。

済みません、直接の御質問のところですが、その十三人について、この人たちの性格を調べて対処すべきだというのは、これはまたなかなか難しい問題だと思います。百二十件の中から百件をサンプル調査して、まずどういう傾向になつているかを知るためにたまたまサンプリングしたその三人の方に追跡調査をかけるということの今度は公平性の問題も出でてきます。だから、一定の対応の原則やルールを固めた上でこの不景況問題にやはり対処する必要がある、現時点では私はそのようと思つております。

○鶴部委員 そういうのを総論質成、各論反対といふんですよ。現場は、それではよくなりませぬん。

「副大臣」御存じですか。年金を一号に変えると、国民健康保険も一号になるんですね。今でも

やつてみてください。絶対貴いが出ると思いま
す。
そして、そういう裁量行政で勝手なことをやつ
て不平等をつくっちゃいけないんですよ。まず、
実態を調査することです。これも重ねて、うなず
いていただきましたので、お願いを申し上げま
す。
さて、きょう、報道でも既に出されています
が、ではこれからどうすればいいのか。もちろん、今後のこと^を話をしないで、ただ責任だけを追
及していただつて国会の役割は果たせないと思いま
すから、今後については、きょう、テレビで「つ
ていられましたけれども、私も提案としてつあ
ります。

過去の年金の未納を始められる体制、それは十
年と言わば、さつきの高橋さんがおっしゃった全

済みません、直接の御質問のところですが、その十三人について、この人たちの性格を調べて対処すべきだというのは、これはまたなかなか難しい問題だと思います。百二十件の中から百件をサンプル調査して、まずどういう傾向になつているかを知るためにたまたまサンプリングしたその三人の方に追溯調査をかけるということの今度は公平性の問題も出でてきます。だから、一定の対応の原則やルールを固めた上でこの不景況問題にやはり対処する必要がある、現時点では私はその上うに思つております。

○阿部委員 そういうのを読論書成、各論反対といふんですよ、現場は、それではよくなりませうに思つております。

○副大臣 御存じですか。年金を一号に変えると

やつてみてください。絶対貴いが出ると思いま
す。
そして、そういう裁量行政で勝手なことをやつ
て不平等をつくっちゃいけないんですよ。まず、
実態を調査することです。これも重ねて、うなず
いていただきましたので、お願いを申し上げま
す。
さて、きょう、報道でも既に出されています
が、ではこれからどうすればいいのか。もちろん、今後のこと^を話をしないで、ただ責任だけを追
及していただつて国会の役割は果たせないと思いま
すから、今後については、きょう、テレビで「つ
ていられましたけれども、私も提案としてつあ
ります。

過去の年金の未納を始められる体制、それは十
年と言わば、さつきの高橋さんがおっしゃった全

Digitized by srujanika@gmail.com

期間でも構いません。納められることを可能にする。

そして、もし納められない期間は空期間、加入はしているけれども保険料納付はなく、保険料のその二十五年には算定されるが納付には反映されない。「滑公平だ」と思います。

プラス、もしもその間非常に低所得であつたというような証明ができる方は、これは低所得の方には免除というのがありましたが、免除期間として、すなわち周から入っている三分の一の給付は入れてさしあげる。

世に心配されている低年金、無年金問題も含めて、以上三つ、さかのほつて払える、そして、払っていないところは空期間扱いをする、低所得者については三分の一の免除期間として扱う。どうお答えですか。

○細川国務大臣 今、阿部委員が御提案いただきましめた内容については、それは私どもの方でもそういう方針で検討をする、こういうことにはいたしております。

今、御提案は、被保険者とこととの御提案でございますね。はい。では、そういうことでござります。低所得者だった場合のことも、それも念頭に入れて検討させていただきたいと思つています。

○阿部委員 あともう一つは、やはり三つから、号への切りかえは、これはもう権能を持つてやるしかないと思います。

ここについても、平成十七年からは大分変わつておりますが、実は日々、今もです、これは社会保障事務所の窓口に聞いてみていただきたい、あるいは自治体の窓口に、さつき申しましたように、国民健康保険の方は皆さん切りかえるけれども、年金の方は三人に一人だと、こういふのは現場の人に聞いて声を集めればわかりますから、そうであれば、これは制度上これからも発生してしまうので、ここは権能を持つて切りかえるといふことも御検討いただきたいですが、大塚副大臣、どうぞ。

○大塚副大臣 それは重要な御指摘なんですね。私も経験者だからわかるんですけどね、私も銀行を退職したときに、健康保険を切りかえなきゃいけない。そうすると、市町村の健康保険課に行きますね。行くと、市町村によつては、国民年金も切りかえてくださいねと言つて、あの手続をサ

ジエストしてくれるところもあれば、そうじゃないところもあつて、そうじゃないところでは、制度を知らない人は気がつかないんですね。

だから、そういう市町村窓口の協力も得ないと、そういうことを知り得なかつたり、あるいは情報が日本年金機構に上がつてこないということもありますので、その対応についてはこれからしっかりと見えたいと思います。

○阿部委員 いずれにしろ、そういうことを国会で論議していただきたいです。テレビで言うんじやなくて。もう原則ですから。

さて、この点を見ていたら、一・二、三

四という中身は、実は、接伸日と報告日の間に、接伸して亡くなれて報告されるまで、三日しかありません。ところが、症例の三並びに五

は、接伸を受けられてから、今回このことが大変話題になつてから初めて事例として上がつてしまひました。

これは、今、推見、予防接伸でいろいろ勧めでありますから、お医者さんからダイレクトエン

トリーでダイレクトに予防接伸の、因果関係は別に、情報が上がるシステムはあると思うんですね。

おられますから、お医者さんから報告がなつたんだら、お医者様の側に、予防接伸した人とお亡くなりになつた赤ちゃんを診た人が違うたり、あるいは直

接伸されたものです、では、副作用の被占救済によって救済された数はどれくらいかというと、約半分でしかありません。四例、「対」にどれが救

治されたたといふことは、これは原局もわかりません。たのは三例死亡事例になつておりますので、さら

この八例のうち、これは副反応かもしないと

報告されたものです、では、副作用の被占救済によつて救済された数はどれくらいかというと、約半分でしかありません。四例、「対」にどれが救

治されたたといふことは、これは原局もわかりません。たのは三例死亡事例になつておりますので、さら

と、ここに、これまで挙げられた五例が、専になつております。

去年の処正予算で補正がつけられて、そして、ことしに入つて、各自治体、自治体も半分負担、でも國も半分負担ということで、破格に日より、ブレベナ等々の予防接伸はふえておるわけですが、始めた途端に次々死亡例の報告で、今、お母さんたちは不安だし、現場は混乱という中でござります。

さて、この点を見ていたら、一・二、三

四、五といふと、三種混合、今、組み合わせた相手の三種混合の方です、百日ぜき、破傷風、ジ

フテリア。もうずっと使われてきて、非常に安全性が高いと言わせていますが、それでも、実は、毎年ほつほつと一例、平成六年から二十二年まで

八例の死亡事例の報告がござります。ただし、この八例のうち、これは副反応かもしないと

報告されたものです、では、副作用の被占救済によつて救済された数はどれくらいかといふと、約半分でしかありません。四例、「対」にどれが救

治されたたといふことは、これは原局もわかりません。たのは三例死亡事例になつておりますので、さら

と、ここに、これまで挙げられた五例が、専にい。今、慶應大学でそういうターティクで受けるというのをモニタリングでやつておられます。

とにかく、予防接伸は、健康などいうか、そのときは元気な子に打つて、結果は死亡。因果はわからなくとも、そうなつてしまつた場合には、非常に混亂と不安と、そして親御さんはもう負い切れない不平を負つていくわけですね。

次のページをおめくりください。

ここには、今話題になつておりますブレベナとか日より以外に、三種混合、今、組み合わせた相手の三種混合の方です、百日ぜき、破傷風、ジフテリア。もうずっと使われてきて、非常に安全性が高いと言わせていますが、それでも、実は、毎年ほつほつと一例、平成六年から二十二年まで

八例の死亡事例の報告がござります。ただし、この八例のうち、これは副反応かもしないと

○阿部委員 続いて、予防接伸問題についてお伺いをいたします。

○牧委員長 理事会において協議いたしたいと思います。

○阿部委員 続いて、予防接伸問題についてお伺いをいたします。

○牧委員長 理事会において協議いたしたいと思

ます。

○阿部委員 続いて、予防接伸問題についてお伺いをいたします。

○牧委員長 理事会において協議いたしたいと思

います。

○阿部委員 続いて、予防接伸問題についてお伺いをいたします。

○牧委員長 理事会において協議いたしたいと思

います。

○阿部委員 続いて、予防接伸問題についてお伺いをいたします。

後で第三号の関係、少し集中的にやりたいのでまとめて質問させていただきますけれども、今の産業保健の方は、都道府県における産業保健推進センター、そして地域産業保健センター、この二つの組織によつて行われております。その具体的な業務は、その後ろにつけさせていただきります。

そういう表を見ても、やや重複があるんじゃないとか、何で一つあるのかと、一瞬思われるところがあると思います。

そういう指摘もあつて、今回、図の左側の、都道府県の産業保健推進センターについて、今各県ごとにあります。六県、これを廃止する。そして他に統合していく、こういうことが進められておりますけれども、これから、いわゆるメンタルヘルスの点についても、担当政府は熱心に進めていく。やはり県単位で物事を進めていく方が、私は筋にかなっているのではないかと。特に、この産業保健推進センターの意思決定する機能そのものがその県からなくなってしまうということになれば、一緒にになつて施設を進めていくということに大変支障があると私は思うんです。

今のように、産業保健推進センターを廃止して、どこかに統合していくやり方ではなくて、例えは、今ある地域産業保健センターの方へ、これは都道府県の医師会等に委託をされているそうでありますけれども、そこに機能を移して、県の中で基本的に産業保健が推進できるよう仕組みを考えていくべきじゃないかと思つておりますけれども、厚労省の見解を教えていただきたいと思います。

○小林大臣政務官 地域や企業でのメンタルヘルス対策、あるいは過重労働による健康障害への対応はますます重要になる、このように認識をしております。

今月末に産業保健推進センターを廃止する、六県廃止をするということを決めました。ただ、地元医師会との協力連携体制を確保しながら、引き

続々、産業医等に対する専門研修などは実施をしまどめて質問させていただきますけれども、今まで推进センター、そして地域産業保健センター、この二つの組織によつて行われております。その具体的な業務は、その後ろにつけさせていただきります。

その表を見ても、やや重複があるんじゃないとか、何で一つあるのかと、一瞬思われるところがあると思います。

そういう指摘もあつて、今回、図の左側の、都道府県の連絡事務所に配置いたします。

このような取り組みにより、地元医師会との連携を密にしながら、産業保健活動が後退することのないよう進めてまいりたいと思います。

○加藤(勝)委員 この間の分科会でも、やや踏み込んでいる答弁かもしれません、ほぼ同様なお話をいただきました。

ただ、医師会の皆さん方あるいは産業医の方々から聞くと、そういう形で、今六県ですけれども、最も最終的に三分の一以下にするということになります。もうブロック単位みたいなものなんですね。それではやはりきちんとした産業保健は推進できないよ、こういうふが出でているわけであります。

私は、今このままのやり方でいいということを申し上げるつもりはありませんが、しかし、やはり県の中ではいろいろなことができるようにしていく。むしろそれが地方分権にもなつていくわけでありますから、今の形にこだわらずに、もう少し産業保健、特にメンタルヘルスも含めてやつていいとする、それにのつとつて対応していただきたい。

今この議論では、あくまでも産業保健推進センターをどうかするという、ややそこから抜け出ていないようには思えるので、そうではなくて、もう少しこの問題がいろいろ議論されておりますけれども、この形にこだわらずに、もう少し産業保健、特にメンタルヘルスも含めてやつていいとする、それにのつとつて対応していただきたいと思います。

きょうの新聞を見ておられますと、先ほどからお話しの皆さんからもこの年金制度問題、いわゆる運用三号の問題がいろいろ議論されておりますが、ちょうど、その中で、何か処分が行われた、こういうふうに書いてあるんですが、処分の根拠を御説明いただけますか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

今回处分を行いましたその内容でございますけれども、細川厚生労働大臣につきましては、大臣給与の全額を自主返納ということで、これは主任

係、こういうことが後退をしてはならない、このように思つておりますから、まずそこが基本だとれます。

今先生御指摘のメンタルヘルス対策、これは本成る地域運営協議会を開催し、運営方針を決定していく。また、産業保健推進センターを六県で廃止しますけれども、地元医師会との連絡調整を行う駐在員や連絡、研修等を行う専門的な相談日を、六県の連絡事務所に配置いたします。

この事業は、平成二十三年度は上一億七千八百万円、これは、現住、平成二十二年と比べて、七億八千万円増加をさせておりますけれども、上一億七千万円にして、事業を拡充して実施していく、このように考えております。

これからも、医師会、労使、学識経験者等の関係者の御参加をいただいて検討していくことにします。特に、産業保健推進センターが集約された県の医師会等関係者の御意見も十分踏まえて今後も検討してまいりたいと思います。

○加藤(勝)委員 後退させではないんじやないですか。それではやはりきちんとした産業保健は推進できないよ、こういうふが出でているわけであります。

これからも、医師会、労使、学識経験者等の関係者の御参加をいただいて検討していくことにします。特に、産業保健推進センターが集約された県の医師会等関係者の御意見も十分踏まえて今後も検討してまいりたいと思います。

○加藤(勝)委員 後退させではないんじやないですか。それではやはりきちんとした産業保健は推進できないよ、こういうふが出でているわけであります。

これからも、医師会、労使、学識経験者等の関係者の御参加をいただいて検討していくことにします。特に、産業保健推進センターが集約された県の医師会等関係者の御意見も十分踏まえて今後も検討してまいりたいと思います。

○加藤(勝)委員 後退させではないんじやないですか。それではやはりきちんとした産業保健は推進できないよ、こういうふが出でているわけであります。

これからも、医師会、労使、学識経験者等の関係者の御参加をいただいて検討していくことにします。特に、産業保健推進センターが集約された県の医師会等関係者の御意見も十分踏まえて今後も検討してまいりたいと思います。

○蒲原政府参考人 この件は、おっしゃるようになりますね。要するに、事務次官以下の皆さん方は大臣と政務官、そして事務官の皆さん方は、必ず、もうアプロック単位みたいなものなんですね。それではやはりきちんととした産業保健は推進できないよ、こういうふが出でているわけであります。

あわせまして、阿宮沼事務次官、これは処分内容として削除ということになつております。白主返納として給与月額の一〇%、二カ月分ということがあります。あと、担当でありました柴畑さん局長、石井年金管理官、藤原年金局事務官、企画課長、橋本年金局事業管理課長につきましては、懲戒処分ということでございまして、減給、給与の十分の一を二カ月間減給する、こういう中身になつてござります。

○加藤(勝)委員 処分とおっしゃつたけれども、大臣と政務官、そして事務官の皆さん方は違いますよね。要するに、事務次官以下の皆さん方は、大臣と政務官は法に基づく処分、大臣、政務官は何に基づく処分なんですか。

○蒲原政府参考人 この件は、おっしゃるようになりますね。要するに、事務次官以下の皆さん方は、大臣と政務官は法に基づましては国家公務員法の適用がございまして、懲戒処分その他の法定の処分が行われるということでござります。

○加藤(勝)委員 だから、処分ではないんですね。白主的、反省して白主的と。根本的に言えば、これが違うということをはつきりさせていただきたいと思います。処分ではない、白主的な対応であるということでござります。

○加藤(勝)委員 だから、処分ではないんですね。白主的、反省して白主的と。根本的に言えば、これが違うということをはつきりさせていただきたいと思います。処分ではない、白主的な対応であるということでござります。

○加藤(勝)委員 ね。白主的、反省して白主的と。根本的に言えば、これが違うということをはつきりさせていただきたいと思います。処分ではない、白主的な対応であるということであります。

○蒲原政府参考人 それでは、まず大臣にお伺いしますが、何で白主的に返納されたんですか。何が理由なんですか。

○細川国務大臣 この運用三号問題につきましては、私が就任して、こういう問題について知らなかつた、こういうことでいるいと大きな混乱も生じさせたということ、そういう意味では、私が

しつかり管理監督ができるなかつた。こういうことでみずからを律したところでござります。

○加藤(勝)委員 そうすると、今一つおつしやつたんですが、原因は混乱したことですか、それとも知らなかつたことですか。結果的には一筋なのかもしませんが、どつちが、知らなかつたことの混亂が問題だ、こういうふうに認識されているんですか。

○細川國務大臣 私としては、これは全体の責任者でござります。したがつて、両方でございます。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

○加藤(勝)委員 それでは、今度、事務官の皆さんが処分されているんですねが、これは何法に基づく処分、何法のどの条文に基づく処分ですか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

○加藤(勝)委員 菜畑年金局長以下、石井審議官、藤原課長、橋本課長につきましては、国家公務員法上の規定に基づいてきちっと処分したことでございました。(加藤(勝)委員「何条何号」と呼ぶ)失礼いたしました。国家公務員法上の八十二条规定でございます。懲戒の規定がござります。この規定の中、「号」、「号」、「号」それぞれございませんけれども、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、これに該当するということと判断されたとき、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、こういうふうに書いてあります。今の御説明のようだ、「号」以降の「職務を怠つた場合」、これに該当する、こういうことなんですねが、コンメンタールを読みますと、この「職務を怠つた場合」に該当するといふのは、国家公務員法百一項に職務専念義務というのがありまして、それに違反している、こういうことになると思うんですけども。

そうすると、本件について、一体どの行為が、特に見ておりますと、処分の中で三番目に重たいこの減給、ごめんなさい、懲戒処分ですか。免職、停職、減給、戒革、こういうふうに書いてあります。

○細川國務大臣 これは、大臣のお考えは間違つて、今は減給が一番目、そして戒告は四番目ということになりますが、局長以下懲戒処分、特に人事異動なんかもしませんが、年金局の事業管理課長、更迭をされているわけありますね、これを更迭と言うのかわかりませんが、そうすると、大体處分の一端重たい人が現直任者ということに当然なると思うんですが、この用語は、年金局の事業管理課長、この行為が不適切で、そこから上の方が監督責任を問われた、こういうことです。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

○加藤(勝)委員 今回の処分に当たりましての事実行為でございまして、大臣に十分に説明していなかつたといったことを含めて、大臣に対する十分な説明ができていなかつたといったことが、理由となる行為であります。

○蒲原政府参考人 今回の通知に当たりましては、実際に年金局の中でも、局長、審議官、課長、それぞれ本来、上司たる大臣に十分説明すべきだということでありますので、それがその後、今の体制になつてからとてはいりますけれども、課長通知を出すといふことでは、新しく体制になつてからとてはいりますけれども、課長通知を出すといふことでは、新しく体制になつてからといふことが、理由となる行為であります。

一方で、この問題については、課長通知という通知そのものは確かに出ていなくて、まさに出たが、これについては、実際年金局の中でも、局長、審議官、課長、それぞれ本来、上司たる大臣に十分説明すべきだといふこととてはいりますけれども、やはりその中で大事な事項と申しますか、上げるべき事項を上げていなかつたといったことでは、今のところで、十一月の段階での問題だったというふうに考えておられるならば、あとは事務的な手続に従つたといふことを問われるのならともかくとして、その意味では局長、審議官、課長がそうした行為者といつたことで処分をしたということでござります。

○加藤(勝)委員 今の中でも、基本は大臣への説明が十分ではなかった。もつと言えば、大臣に決成を仰がずに課長通知を出した、こううことだと仕事するんですか、直いますよ。

○加藤(勝)委員 大臣に上げるべき事項といふのは、先般坂口委員が質問されましたけれども、大臣が引き続き事項で残すような話なんですよ。それを仰がずに課長通知は新体制、そうです。しかし、運用でやるということは、基本的に課長通知あるいは少なくとも課長通知どつちかでやることで、それが九月になるのが十二月になるのか、これはタイミングの問題だけですから、十一月にそれまでに課長通知を出す場合は、あとは事務的な手続になつたことを問われるのならともかくとして、そうでなければ何の問題もない。だから聞いているんです。三月の段階で、大臣室でどういう議論が行われたかということを、事細かく、基本的な部分を長妻大臣に確認されました。

○細川國務大臣 そういう個々具体的に細かいことをどういうふうに決めたかということについてを長妻大臣に確認されませんでした。

○加藤(勝)委員 いや、大臣、処分というのは大きいんですよ、役人にとつて、二十年、三十年まじめに勤められた方が懲戒処分とか更迭とか、附書に残つちゃうんですよ。それを、原点をきちどと確認せずに処分するなんて、そんなむちやくちやなことがありますわけないじゃないですか、

運用三号を適用三号とどう人がいますけれども、本件は八十一号なんです。これは適用二号になつちやんです、こんなことをしたら、まさに、またそういう裁量権の適用をされるんですか。間違っていますよ。もう回処分を処結してください。

○細川國務大臣 この運用三号をいつから実施するかということについては、これは国民の皆さんにとっても大変大事な問題でございます。まさに権利の問題でありますから、これは当然重要な内容の問題でありますから、その通知をするときに内容も含めて私のところにしつかりと説明があつてしかるべきだった、こういうふうに考えております。

○加藤(勝)委員 昨日お伺いしたら、岡本政務官は御存じだったということでしたね。だから、政務三役の中には上がっているんですよ。そこを大臣にするかどうかは、それは政務官が判断すればいい。だって、そうでしょう。そういう仕組みになつていてるんじやないんですか。

しかも、発出するタイミングと言うけれども、流れは決めているんですよ。三月に、そして、それに従つて仕事をしていた。そして、上げるときの通知に関しては、厚生労働省の内部規定上、課長決裁でいい。一体これのどこが問題なのか。

一番の問題は、三月のときに決めたということだけでしょう。そこから先は、きちんとそれに従つて仕事をしていた。そこで、上げるときの通知に関しては、厚生労働省の内部規定上、課長決裁でいい。

○細川國務大臣 先ほど申し上げましたように、この運用三号、この通常の内容でいうものは、大変国民にとって大事な問題でございます。

そのことを私のところに、通知をするときに報告書をやつしているじゃないですか。何でそれを決めているじゃないですか。何でそれから先は、きちんとそれに従つて仕事をしているじゃないですか。こんなことをやつたら、まともにだれも仕事しませんよ。大臣がわざわざ全部もう一回決裁をやり直すんですか。そんなばかなことがあるわけないじゃないですか。この処分を凍結してくださいよ。厚生労働省の職員は、だれも例がなくなりますよ。こんなことをやつていたら。

○細川國務大臣 先ほど申し上げましたように、重ねての答弁になりますけれども、大変重要な牛金の問題でございます。しかも、被保険者、さらには受給権者、この人たちがどうなつていく

かという大変大きな問題でありますから、私どもは、当然そのときに、通知を出すときに、私のところにしつかり、その内容等についても当然良さに、またそういう裁量権の適用をされるんですか。間違っていますよ。もう回処分を処結してください。

○加藤(勝)委員 いや、だから政務官は御存じだったとほつているんですよ。だったら政務官を処分しなきゃいけないじゃないですか。もつと重たい処分が済るんじゃないですか。

私が申し上げているのは、判断は合つていると、いうことを申し上げているんじゃない。しかし、役所という仕事は、まさに三役がお決めになつた、決めた以上それをしつかりやる、それが皆さんが詰まる政務官主導でしよう。それをしつかりやつてやつてあるんじやないですか。

しかも、発出するタイミングと言つても、流れは決めているんですよ。三月に、そして、そこそこ問題を内包している以上、大臣、もう一回これは考え方直してくださいよ。本当に厚生労働省がおかしくなりますよ。

○細川國務大臣 先ほど申し上げましたように、この運用三号、この通常の内容でいうものは、大変国民にとって大事な問題でございます。

そのことを私のところに、通知をするときに報告書をやつしているじゃないですか。こんなことをやつたら、まともにだれも仕事しませんよ。大臣がわざわざ全部もう一回決裁をやり直すんですか。そういう意味では、それぞれのいろいろな問題がありまして、すべて大臣といふことはないとは思います。しかし、そういういわゆる政務三役の中で分担をしつつも重要な案件についてきちんと大臣と相談をするという必要はあつたのではないかと私は今感じています。

そういう意味では、こういった課題について、きつちりと私自身も大臣に負ふことがあります。だから、私自身も大臣に負ふことがあります。だから、みずから返納するというふうにして、その結果を大臣に相談をするという必要はあつたのです。

○加藤(勝)委員 よく皆さん方は政務三役、政務三役とおつしていますが、違うんですね。大臣に報告書がなければだめなんですね。皆さんといつも、告がつたままです。大臣は、政務三役でお決めになるとおっしゃる。違うんでですか。

だから、本件は政務三役には上がっているんで

すよ、きのう確認したように。少なくとも免出する段階では、だから、体何が問題なんですか。では、それは政務三役の中の問題じゃないですか。何でそれを下のレベルまで落とすんですか。何で一般の、次官以下の問題にするんですか。大臣、いかがですか。政務三役の問題じやないんですか。

○岡本大臣政務官 名前が出来ましたので。

さのうお話ししましたように、私は、この課長通知が免出される前に相談は受けました。したがつて、そのときの相談でも、私が決断するものではないというような話もそのとき聞いています。したがつて、そういうふうに免出をするということが、政務三役の中で最終的に決戻をするとか決めるというのは、当然私が決めるものだという認識ではないというのは御理解をいただきたいと思います。

とついて手ををしていたのは事実であります。が、政務三役の中で最終的に決戻をするとか決めるというのは、当然私が決めるものだという認識ではないというのは御理解をいただきたいと思います。

そういう意味では、それぞれのいろいろな問題がありまして、すべて大臣といふことはないとは思います。しかし、そういういわゆる政務三役の中では分担をしつつも重要な案件についてきちんと大臣と相談をするという必要はあつたのです。

○細川國務大臣 私の方も、この問題についての問題はもっと大きいと私どもは思ひます。そして、それであるならば、通常ならば、それは部下を処分しちゃだめですよ。こういうときは、何にかかるに課長もそうかも知れない。しかし、より以上に政治判断をしなきゃいけない政務官、あなたがいるんですか。まさに政治上場というの

なんですか。

すよ、きのう確認したように。少なくとも免出する段階では、だから、体何が問題なんですか。

ただ、上げるべき問題かどうかということを判断する、それが問われているというのであれば、確かに課長もそうかも知れない。しかし、より以上に政治判断をしなきゃいけない政務官、あなた

がいるんですか。

なつているんだから。

○加藤(勝)委員 だから、みずから返納なんですよ。だから、みずから大臣が、それだけです。三月の段階の判断なんですよ。間違つたのは、だから、そういうのはあるかもしれません。しかし、大臣として相手されている、そういう立場でみずから責任を負つたのなら、それではどうですか。何で職員まで処分するんですか。だから大臣、政務官が、御自身が自ら返納するという形しか、いろいろの処分はあると思いますけれども、そういう処分といふか、みずから態度を決めた、それはそれでよしとした上でも、何で職員を今回の処分についても得たいというふうに思つてます。

○加藤(勝)委員 さつき申し上げましたけれども、確認いたしましたけれども、皆さんのおやりになつてているのは白生的な返納なんです。処分ではありません。処分と自ら返納とは全くしゃべりが違う。そこをまず認識してお答えいただきたく思います。

そして、今のお話がありました。決戻を大臣にあつて政務がかわったのならわかりますよ。そ

○磯崎陽輔君 ちゃんと答弁してね、大臣。六時問全部支障があるんですか、じゃ。

○國務大臣(大島章宏君) 今回の事案だけで申し上げますと、確かにユーチュープというもので流れました映像いうものがございます。そして、それからずっと映像を振り続けたものもございます。

それをどう判断するかでありますと、それを委員会の中で、まず理事会の中で決めていたので、それを政府として受け止めて、理事の皆様方にもいろいろと御意見賜らなければなりませんが、最終的にはそのときの政権の判断が必要だと思いま

す。ないと答弁できぬと、そんなばかな大臣がありませんか。もう一回答弁しなさい。

○國務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げま

す。この問題については、先ほどから申し上げてまいりましたが、予算委員会で一つの方針というものを決めていただきまして、閣と相談して決めたいと思いますが、いずれにしても、その支障があるのかどうか、これについては最終的には内閣が判断すべきだと思いますが、ようく今回の御指摘というものを踏まえて対処してまいりたいと思います。

○磯崎陽輔君 そのときの政権って、今の政権替わるんですけど、今からもう辞めると言つておるんでですか、今の政権。そのときの政権替つていつの政権か。今聞いているんです、私は、そうでしたから、私の立つているのは、理事会は今から、支障があると政府が立つておるから本当に支障があるのかどうかを見させていただい、そこは我々も政府の意見聞きます、こんなものが外に出ちゃ困るところだつたら。でも、そうじゃなかつたら出してもいいんですか。じゃ、それを、その部分を除いて委員会で議決をすれば出してもいいということですか。

○國務大臣(大島章宏君) お答えを申し上げます。私も海上保安庁を管轄する大臣でございまして、海上保安庁としての本的な考え方を重ねて申し上げてまいりましたが、政府としてこれをどう判断するかということ踏み込んで私がお答えするというのもありますから、今回の問題については、よく政府の方と判断して改めて御回答を申し上げたいと思います。

○磯崎陽輔君 いや、びっくりしましたね。日本国の大臣が、私が答弁できない、それであなた国土交通大臣傍りますか。何を言つておるんだ、そんないいかげんな答弁を。だから、全部六時間支障があるかと聞いておるんですよ。役人に聞か

ていただきましたら、それにできるだけお答えを下さい」と思いました。

○磯崎陽輔君 やつといい答弁いたしましたよ。そうですよ。もう一回立つけど、我々はもう全部見せていただこうと。そこで議論をして、閣と相談して決めたいと思いませんが、いずれにしても、その支障があるのかどうか、これについては内閣が判断すべきだと思いますが、ようく今回の御指摘というものを踏まえて対処してまいりたいと思います。

○磯崎陽輔君 また民主黨の人はなかなか立法権と行政権の関係が分かっていないんだけれど、本的には国政調査権あるんですよ。国政調査権でどうしても国益にかなわぬときは政府が声明を出さなきやこれ拒否できないって知っていますね。それは、そういう話をあなた今しているんですね。いや、だから私、理解していないと答えていました

いんです。海上保安庁が全部やつたら速捕の仕事やら追いかけ方が分かると、うつておるけれど、聞いたら、ほとんどのビデオはほとんどと後ろから追いかけているだけだと、うんですよ。ほんの部分は、だから、そんなの見ても確かに仕方ないんだけれどね、ここは国民に出来ますと

確かに委員から御指摘のように、冒頭に申し上げましたように、海上保安庁の職員が寒い日も風の日も様々な危険な状況の中で活動していることは事実であります。したがいまして、そういう活動の状況の一部を支障のない範囲で国民の皆さんにお知らせすることは大変大事だと思います。

そういう意味からすると、そういう海上保安庁の職員の活動の一環というものを国民の皆さんにお知らせするというは大目に思いますが、お困りの状況の一部を支障のない範囲で国民の皆さんにお知らせすることは大変大事だと思います。

○磯崎陽輔君 だんだんいい答弁をいただくようになります。だんだんいい答弁をいただくようになります。だから、そんなの見ても確かに仕方ないんだけれどね、ここは国民に出来ますとうときには、まあ今、どこ出せど、うつておるわけじゃないから、もうちょっと前向きに、委員会で決めていただければ出すと、「ええ」の質問終わるんですよ。

○國務大臣(大島章宏君) お答え申し上げます。うときには、まあ今、どこ出せど、うつておるわけじゃないから、もうちょっと前向きに、委員会で決めていただければ出すと、「ええ」の質問終わるんですよ。

○國務大臣(大島章宏君) お答え申し上げます。今御指摘を賜りましたけれども、「発」する者あり)

○國務大臣(大島章宏君) 御指摘を賜りましたが、昨日の御指摘のように、委員会の中では様々な御議論をいただいて一つの方針というものを出し

ていただきたいと思います。

○磯崎陽輔君 今、だから発止をすべきだといふように書いていただいたのは、なぜ廢止すべきだと「つたのか。理由は総務省はどう書いていますか。

○國務大臣(細川律夫君) これは、まず、眞面目にきつと一括保険者として訂正をして、そして保険料も払ってきた人、それと比較して不公平であるというのが一番の強い理由でございます。○磯崎陽輔君 新聞報道によりますと、総務省の年金業務監査委員会は国民年金法に違反する疑いがあるというのを、豊光に挙げておると思うんですが、それは違いますか。

○國務大臣(細川律夫君) 年金業務監査委員会から総務大臣への意見につきましては、これは、運用三号はその内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間に著しい不公平をもたらすと考えられることから廃止をすべきであると、こういうことで、法律の疑いがあると、こういうことでござります。

○磯崎陽輔君 法律の疑いがあるというのは意味よく分からぬんですけど、今の指摘、大臣はどう思っていますか。今の指摘について大臣はどう思っているか。

○國務大臣(細川律夫君) このような指摘を受けたということは、これは大変残念に思っております。○磯崎陽輔君 いえいえ、そういうことを聞いておるんじやなくて、違法の疑いと書われたんでしょう。違法だと大臣も思いますかと聞いているんで。最後二回にわたっていい答弁をいただきましたので、この件は終わりたいと思います。

○國務大臣(細川律夫君) お答え申し上げます。したので、この件は終わりたいと思います。

○國務大臣(細川律夫君) お答え申し上げます。第一次に、厚生労働大臣の第三号被保険者適用救済問題に入つていただきたいと思いますが、まず総務省からどういう指摘を受けましたか。

○國務大臣(細川律夫君) お答え申し上げます。総務大臣から私の方に、「頭ではござりますけれど、答弁をさせていただいております。

○磯崎陽輔君 違法ではないという認識ですか。

○國務大臣(片山善博君) 恐らく、違法の疑いがあるということを一方で年金労働監視委員会が申し上げたわけですねけれども、一方では、逆の方からアプローチをしますと、完全に合法とか違法の疑いが全くないというわけではないけれども、そこまでは許されてしまうべきではないかという、そういう見解もあつたんだろうと思います。ですから、一種のグレーゾーンといいますか、そういう領域にあるのではないかと私は思つております。

